

八幡市人権のまちづくり推進計画 目次

第1章 計画策定の背景	1
1 国際的な人権尊重の流れ	1
2 国内の動向	2
(1) 京都府の取組	4
(2) 八幡市の取組	5
第2章 計画の基本理念	9
1 計画策定の趣旨	9
2 計画の目標及び性格	10
(1) 計画の目標	10
(2) 計画の性格	10
3 人権教育・啓発推進の視点	10
4 計画の推進	12
(1) 計画の期間	12
(2) 推進体制等	12
第3章 人権教育・啓発に関する基本方針	15
1 人権問題の現状等	15
(1) 同和問題	17
(2) 女性	21
(3) 子ども	25
(4) 高齢者	29
(5) 障害のある人	32
(6) 外国人	35
(7) 患者等	37
<エイズ・HIV感染者>	
<ハンセン病患者・元患者>	
(8) さまざまな人権問題	40

第4章 人権教育・啓発の推進	45
1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	46
(1) 保育園・幼稚園	46
(2) 学 校	47
(3) 企業・職場	50
(4) 地域社会	51
(5) 家 庭	53
2 人権に特に関係する職業従事者に対する人権教育の推進	55
(1) 教職員・社会教育関係職員	55
(2) 保健福祉関係職員	57
(3) 消防職員	58
(4) その他の公務員	58
 第5章 計画の推進	 61
1 指導者の育成	61
2 人権教育・啓発資料等の整備	61
3 効果的な手法による人権教育・啓発の実施	61
4 国、府、近隣市町村、関係団体等との連携	62
 資料編	
1 世界人権宣言	63
2 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	66
3 八幡市人権のまちづくり推進本部設置要綱	68
4 八幡市人権のまちづくり推進本部体制	70